

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお，この公告に係る，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成19年7月9日

京都市長 榎本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

平安建設株式会社

代表取締役 小山 芳樹

京都市西京区上桂三ノ宮町24番地1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友 桂店

京都市西京区山田大吉見町11-13

(2) 変更事項

| 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時 | 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時50分 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前8時45分から 午後9時15分まで | 午前8時45分から 午後10時まで |

(3) 変更年月日

平成19年7月20日

3 届出年月日

平成19年6月29日

4 縦覧場所，期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成 1 9 年 7 月 9 日 (月) から平成 1 9 年 1 1 月 9 日 (金) まで (日曜日 , 土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成 1 9 年 1 1 月 9 日 (金)

(産業観光局商工部商業振興課)